

学校法人別府大学における競争的資金等の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人別府大学(以下「本学」という。)における競争的資金等(以下「競争的資金等」という。)の取扱いに関して、適正に運営・管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 競争的資金等の運営・管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「競争的資金等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 研究者が自主的に研究テーマを設定して研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て研究費が助成される補助金
- (2) 資金配分機関が特定の研究課題を示し、それに沿った研究を行う研究者又はグループを募り資金配分機関の審査を経て採択され、資金配分機関と採択された研究者の所属機関の間で委託契約が結ばれる委託費(再委託契約によるものも含む。)

2 この規程において「各部局等」とは、各学部、各研究科、各教育研究施設、学科(短期大学部に限る。)、各学校、各幼稚園、各保育園及び事務局をいう。

(責任と権限)

第4条 本学の競争的資金等を適正に運営・管理するために最高管理責任者、統括管理責任者及び部局責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負うものとし、学校法人別府大学理事長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、別表に規定する者を持って充てる。
- (3) 部局責任者は、各部局等における競争的資金等の運営・管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、別表に規定する者を持って充てる。
- (4) 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切に指揮・命令をしなければならない。

(不正防止計画の策定及び実施)

第5条 部局責任者は、競争的資金等を適正に運営・管理し、不正を発生させないために、その諸要因を明らかにして毎事業年度に不正防止計画を策定し実施しなければならない。

(不正防止計画の策定及び実施報告)

第6条 部局責任者は、不正防止計画の策定が完了したときは、統括管理責任者に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた統括管理責任者は、不正を発生させる要因があると認められる場合は、本学全体に起因するものと個別部局に特有のものに分類し、その実施について、部局責任者に対して改善を命ずるとともに最高管理責任者に報告するものとする。

- 3 部局責任者は、不正防止計画の実施が完了したときは、統括管理責任者に報告するものとする。
- 4 前項の報告を受けた統括管理責任者は、報告内容が適当と認める場合には、最高管理責任者に報告するものとする。ただし、報告内容が不適当と認める場合には、部局責任者に対し改善を求めることができるものとする。
- 5 前項の報告を受けた最高管理責任者は、不正防止計画の策定や実施を基に、違法行為や不正が行われないように組織内部をまとめ、適正に運営・管理を行うものとする。

(組織体制)

第7条 本学の競争的資金等を適正に運営・管理する組織として、最高管理責任者の下に不正防止計画の推進を担当する部署としてコンプライアンス室を設置する。

2 コンプライアンス室は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 常任理事
- (2) 各学長
- (3) 各学部長
- (4) 大学事務局長
- (5) 短期大学部事務局長
- (6) 最高管理責任者が指名する職員
- (7) 最高管理責任者が指名する学外者

3 コンプライアンス室に室長を置き、常任理事をもって充てる。

4 コンプライアンス室は、不正防止計画の推進に当たり、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 競争的資金等の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
- (2) 関係部局と協力し不正発生要因に対する改善策を講ずること。
- (3) 行動規範の策定等に関すること。
- (4) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。

5 コンプライアンス室の事務は、関係部局の協力を得て、大学事務局において処理する。

(相談窓口等の設置)

第8条 本学における競争的資金等に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。

2 相談窓口は、大学事務局長をもって充てる。

3 相談窓口は、本学における競争的資金等に係る事務処理手続に関する学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(通報窓口の設置)

第9条 本学における研究活動の不正行為等に適切に対応できるようにするため、通報窓口を置く。

2 通報窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(検収センター)

第10条 本学における物品等の発注に基づく適正な給付の完了確認を行うため、検収センターを置く。

2 検収センターで検収を行う職員及び事務の範囲は、学校法人別府大学固定資産及び物品管理規程第6条に規定する管理担当者をもって充てる。

(取引停止)

第11条 理事長は、研究費の不正使用に関与したとして認定した業者に対して、その不正の程度に応じて一定期間、法人との取引を停止することができる。

(内部監査)

第12条 本学における競争的資金等の適正な運営・管理を期するため、内部監査室を置き、学校法人別府大学経理規程第71条から第76条までに規定するところにより、監査を実施する。

2 内部監査室は、前項に規定する監査のほか、競争的資金等の適正な運営・管理についてモニタリングを実施するものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、競争的資金等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

別表(第4条関係)

区 分	別 府 大 学	別府大学短期大学部	その他の部局
最高管理責任者	学校法人別府大学理事長		
統括管理責任者	別府大学長	別府大学短期大学部学長	常任理事
部 局 責 任 者	各学部長 各研究科長 各教育研究施設の長	各学科長	各学校(園)長 各部局の長

(連携体制)

第7条 最高管理責任者は、競争的資金等を適正に運営・管理するため、適宜、運営・管理状況を理事長に報告するとともに、学内関係部署と緊密な連携を図るものとする。